

(1) 山形県企業立地促進補助金（新設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額	
新設	大規模	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額(消費税除く。以下同じ。)が100億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が300名以上 (3) 用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額	補助率：10% 【重点誘致分野加算+5%】 【鳥海南工業団地特別加算措置参照】  限度額：50億円	
	一般	県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む) 県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額3億円以上(空工場の取得の場合は5,000万円以上) (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が①10名以上 ②20名以上 (3) 用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 【重点誘致分野加算+5%】 【鳥海南工業団地特別加算措置参照】  限度額：① 3億円 ② 10億円	
	拠点団地	製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む) 鳥海南工業団地に用地を取得し、工場を設置する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額1億円以上(空工場の取得の場合は、5,000万円以上) (2) 用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業		補助率：10% 【重点誘致分野加算+5%】 【鳥海南工業団地特別加算措置参照】  限度額：3億円	
	研究開発施設	県の誘致により、県外から新たに進出する製造業を営む企業で、研究開発施設を設置する企業 県内に用地を取得し、研究開発施設を設置する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額3,000万円以上(空工場の場合は、1,500万円以上) (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上 (3) 用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業		補助率：25% 【重点誘致分野加算+5%】 【鳥海南工業団地特別加算措置参照】  限度額：10億円	
	本社機能移転	県の誘致により、県外から新たに本社機能に移転する企業 県内に建物を建設し、本社機能を設置する場合 (1) 本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円(空きオフィス等の取得の場合は2,500万円)以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が①10名以上 ②20名以上 (3) 本社等建物の建設着手から2年以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5%  限度額：① 3億円 ② 10億円	
	物流関連施設	一般		県内に用地を取得し、物流関連施設を設置する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額3億円以上(空工場の取得の場合は5,000万円以上) (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が20名以上 (3) 用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	補助率： 対象経費が15億円以下の部分は15% 対象経費が15億円を超える部分は5%  限度額：3億円
		賃貸・リース		県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業を営む企業又は物流関連事業を営む企業 県内に物流関連施設を設置する場合 (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が20名以上	補助率：20% * 操業後5年間を対象 リースの場合は5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象
賃貸・リース		県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む) 県内に工場等を設置する場合 (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	補助率：20% * 操業後5年間を対象 リースの場合は5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象 【重点誘致分野加算+5%】 【鳥海南工業団地特別加算措置参照】		

(2) 山形県企業立地促進補助金（増設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額	
増設	大規模	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額30億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が30名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額	補助率： 対象経費が20億円以下の部分は10% 対象経費が20億円を超える部分は5% 【重点誘致分野加算+5%】 限度額：4億円	
	一般	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上であり、スマートファクトリーの取組みが進められると認められる場合は5名以上) ② 20名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること		補助率：5% 限度額：① 5,000万円 ② 1.5億円 【重点誘致分野加算】 補助率：+5% 限度額：① 1億円 ② 3億円	
	立地後5年以内	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得価格3億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上であり、スマートファクトリーの取組みが進められると認められる場合は5名以上) ② 20名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 【重点誘致分野加算+5%】 限度額：① 3億円 ② 10億円	
	賃貸・リース	既に県内に工場を有する製造業等を営む立地企業(植物工場を運営する企業を含む) (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上		建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% * 操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。 【重点誘致分野加算+5%】
	研究開発施設	事業の付加価値を高めるために研究開発施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額1,500万円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が3名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業		土地を除く固定資産の取得額	補助率：5% 限度額：1億円 【重点誘致分野加算】 補助率：+5% 限度額：2億円
	物流関連施設	事業の高度化等に資するために新たに物流関連施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること		土地を除く固定資産の取得額	補助率：5% 限度額：1億円
	既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業(物流業を営む企業を除く) 県内に物流関連施設を設置する場合 (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% * 操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。		

注1) 新規地元常用雇用者について

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
- ② 県内に住所を有する者
- ③ 雇用期間の定めのない者

注2) 重点誘致分野について

重点誘致分野とは、以下の産業分野のことを指します

「バイオ・医療関連産業」「GX関連産業」「自動車関連産業」「半導体関連産業」「食品関連産業」

<特別加算措置>

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
雪対策	新設に該当する企業	雪対策を講じる企業を対象 ① 消雪設備 補助率：100/100 基準額：1,200万円 ※消雪面積800㎡超かつ1,200万円以上の場合 別途加算の場合あり ② 除雪設備 補助率：50/100 限度額：500万円 ③ 利雪設備 補助率：30/100 限度額：1,000万円		
社員寮	新設〔本社機能移転〕に該当する企業	社員寮への補助 対象：新設〔本社機能移転〕に該当し、自社の複数の社員が居住するための社員寮を設置する企業を対象 対象経費：社員寮の設置に要する経費（土地・家電等を除く） 補助：補助率20%、補助限度額1,200万円		
本社機能の付加	新設 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業で、新設〔大規模、一般、拠点団地、賃貸・リース〕に該当する企業	県内に工場等を設置する場合において、当該工場に新たに本社機能を付加する企業を対象  補助：新たに設置する本社機能部門に配置する人員一人あたり200万円 補助限度額1,200万円 ※補助事業の操業開始から3年間に配置した人員を対象とする。 ※当該人員は補助対象事業に記載の新規地元常用雇用者とは別に配置する。		
	増設 既に県内に工場を有する製造業等を営む企業で、増設〔大規模、一般、立地後5年以内、賃貸・リース〕に該当する企業			
鳥海南工業団地	新設〔大規模、一般、拠点団地、賃貸・リース、研究開発施設〕に該当する企業	大規模取得への補助 対象：① 2ha以上の用地を取得する企業 ② 5ha以上の用地を取得する企業 ③ 10ha以上の用地を取得する企業 補助：①補助率を1.2倍とする。 ②補助率を1.5倍とする。 ③補助率を2倍とする。		

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

(3) 山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）【IT・クリエイティブ】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
新 設	賃借	県の誘致により県外から新たに進出する、IT業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）又はクリエイティブ産業を営む企業	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等]、事務機器・什器類取得費）	① 1名あたり60万円 対象期間：原則5年 ② 1/2 対象期間：5年 ③ 1/2 ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
	賃借（スモールスタート）	県の誘致により県外から新たに進出する、IT業又はクリエイティブ産業を営む企業 ※他に、スモールスタートの要件あり	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等]、事務機器・什器類取得費）	① 1名あたり60万円 対象期間：3年 (操業3年以内に3名雇用した場合は、原則5年) ② 1/2 対象期間：3年 (操業3年以内に3名雇用した場合は、原則5年) ③ 1/2 ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
	取得	県の誘致により県外から新たに進出する、IT業又はクリエイティブ産業を営む企業 (1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が3名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり60万円 対象期間：原則5年 ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	取得（スモールスタート）	県の誘致により県外から新たに進出する、IT業又はクリエイティブ産業を営む企業 (1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が1名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業 ※他に、スモールスタートの要件あり	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり60万円 対象期間：3年 (操業3年以内に3名雇用した場合は、原則5年) ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

※スモールスタートの要件等について（詳細はお問合せください）

下記要件のほか、財務状況等も確認し、特例の対象となるかを判断します。

①本県経済の活性化に資すること

②立地計画書の提出時に、IT業又はクリエイティブ産業を主たる事業として3年を超えて営んでいること

③操業後3年以内に地元常用雇用者を3名以上雇用する計画を有すること

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

(4) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設 立地5年以内）【IT・クリエイティブ】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
増設 (立地5年以内)	賃借 (5年以内)	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業又はクリエイティブ産業を営む企業	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用(内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等]、事務機器・什器類取得費)	① 1名あたり60万円 対象期間：原則5年 ② 1/2 対象期間：5年 ③ 1/2 ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
	取得 (立地5年以内)	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業又はクリエイティブ産業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が3名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額

(5) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設）【IT・クリエイティブ】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
増設	賃借	既に県内に事業所を有する、IT業又はクリエイティブ産業を営む企業	①雇用奨励金 ②開設後1年間の事業所賃借料	① 1名あたり30万円 対象期間：原則3年 ② 1/2 ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	取得	既に県内に事業所を有するIT業又はクリエイティブ産業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が3名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額

注1) 新規地元常用雇用者について

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
- ② 県内に住所を有する者 ③ 雇用期間の定めのない者

注2) 雇用奨励金の取り扱いについて

新規地元常用雇用者(1年以上継続雇用されている者に限る)が対象となり、1名につき1回限りとなります

注3) クリエイティブ産業について

クリエイティブ産業とは、ゲーム、アニメ、漫画・書籍、映画・映像、デザインその他知事が認める分野の創造性や知的資産を活用し、コンテンツの企画、制作、提供等を行う事業を指します

(6) 山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）【BPOサービス・コールセンター】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)	
新設	賃借	県の誘致により県外から新たに進出するBPOサービス業を営む企業	新規地元常用雇用者が10名以上	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等]、事務機器・什器類取得費） ○限度額：3億円（①～③に係る補助金の合計額通算）	① 1名あたり30万円 対象期間：原則3年 ② 1/2 対象期間：5年 ③ 1/2
	取得	県の誘致により県外から新たに進出するBPOサービス業、コールセンター業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1人あたり30万円 対象期間：原則3年 ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円（①②に係る補助金の合計額通算）

(7) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設 立地5年以内）【BPOサービス・コールセンター】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)	
増設 (立地5年以内)	賃借（5年以内）	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、BPOサービス業を営む企業	新規地元常用雇用者が10名以上	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等]、事務機器・什器類取得費） ○限度額：3億円（①～③に係る補助金の合計額通算）	① 1名あたり30万円 対象期間：原則3年 ② 1/2 対象期間：5年 ③ 1/2
	取得（立地5年以内）	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、BPOサービス業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1人あたり30万円 対象期間：原則3年 ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円（①②に係る補助金の合計額通算）

(8) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設）【BPOサービス・コールセンター】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
増設	賃借	既に県内に事業所を有するBPOサービス業を営む企業 新規地元常用雇用者が10名以上	①雇用奨励金 ②開設後1年間の事業所賃借料	① 1名あたり30万円 対象期間：原則3年 ② 1/2  ○限度額：1億円 (①～②に係る補助金の合計額通算)
	取得	既に県内に事業所を有するBPOサービス業、コールセンター業を営む企業 (1)土地を除く固定資産の取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1人あたり30万円 対象期間：原則3年 ② 5%  ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

注1) 新規地元常用雇用者について  
次の要件をすべて満たす方が対象となります  
① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者  
② 県内に住所を有する者  
③ 雇用期間の定めのない者  
注2) 雇用奨励金の取り扱いについて  
新規地元常用雇用者（1年以上継続雇用されている者に限る）1人あたり30万円  
（開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を10人以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用者の数×30万円  
ただし、新規地元常用雇用者が3年通算300人以上の場合は、6年以内）  
注3) コールセンター業に対する支援について  
山形県ソフト産業立地促進補助金におけるコールセンター業に対する支援は令和8年度限りとします

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。  
※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。  
※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。